

解 散 公 告

2023年12月14日開催の臨時総会において、2024年3月31日（もしくは行政庁による解散認可日のいずれか遅い日）を解散日とすることが議決されました。行政庁より2024年1月24日付けで解散認可がありましたので、2024年3月31日付けで解散することとなりました。

当生協に対して債権を保有する債権者は、本公告の日から2024年5月24日までにその旨を申し出てください。もし上記の期限までにお申し出がないときは、清算の際に対象となりません。

以上、消費生活協同組合法第73条の規定により公告します。

2024年3月19日

東京都清瀬市竹丘三丁目1番30号
日本社会事業大学生生活協同組合